

26年漁獲可能量（TAC）設定のポイント(案)

26年 2月
水産庁

26年TACの設定に当たっては、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」の規定に則り、また、「海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（以下、「基本計画」という。）」に定める理念、方法等に基づくとともに、特に、以下の考え方により行うこととする。

- 1 TACの設定については、漁業の経営事情を勘案しつつ、ABCを可能な限り超えることのないようにする。
- 2 より直近の資源動向等を踏まえてTACを設定するために、TACの設定時期については、各魚種の管理期間に合わせて以下の時期を目安とする。

魚種	管理期間	26年漁期TAC 設定時期
まあじ、まいわし	1月～12月	25年11月
すけとうだら、 <u>するめいか</u>	4月～3月	26年2月
さんま、さば類、ずわいがに	7月～6月	26年5月

- 3 資源の将来予測等には精度の限界があることを踏まえ、「TAC期中改定の基本ルール（平成21年5月公表）」に基づき、漁海況の見通しが直近の資源評価から想定される状況より大幅に改善されることが見込まれる場合には、新たな科学的データ等を用いて速やかに資源の再評価を行い、その結果を踏まえて漁獲可能量を改定する（「基本計画」第3の5）。また、まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばについては、漁場の形成状況を踏まえつつ、必要に応じて漁獲可能量の改定と同時に配分数量の改定を行う。（「基本計画」第3の3及び4注2）。
- 4 主たる生息水域が外国水域にある資源（すけとうだらオホーツク海南部・根室海峡及びずわいがにオホーツク海系群）については、我が国水域への来遊状況に年変動があることを考慮して、来遊状況が良好な場合に対応できる数量として、近年の最大漁獲量をベースにTACを設定する。

スルメイカのTAC管理期間の変更について

1. 変更案

現在、スルメイカのTAC管理期間は1月～12月であるが、これを4月～翌年3月に見直しを行うものとしたい。

2. 管理期間変更方法

- (1) 平成25年11月27日開催の第63回資源管理分科会においては、26年1月～12月のTACを25年度資源評価に基づき暫定的に設定。
- (2) 平成26年2月に開催予定の資源管理分科会において、26年TACの管理期間を26年4月～27年3月に変更し、新たにTACを設定。

3. 理由

(1) 資源評価結果の適切な反映

漁獲対象の主群である冬季発生系群は1月から3月に九州西岸から東シナ海で産卵し、主に太平洋において6月頃から漁獲対象となり、翌年3月頃まで太平洋及び日本海で漁獲される。

現在、本系群のABCは漁期年（6月～翌年3月）で算定した後に暦年に修正し、これを基にしてTAC設定を行っている。

管理期間の変更により、資源評価に基づき算定したABCをそのままTAC設定の基礎とすることが可能となる。

なお、秋季発生系群の主漁期は4月頃から10月頃までであり、管理期間の変更による資源評価への影響はない。

(2) 漁業実態を反映したTAC管理

TAC設定当初は7魚種全てを暦年で管理していたが、漁業実態に合わせたTAC管理を行うため、スケトウダラ、サンマ、サバ類、ズワイガニについては順次TAC管理期間の変更を行ってきた。

スルメイカの主漁期は8月以降であり2月頃まで操業が継続しているが、近年、冬季発生系群の年間漁獲量に占める1～3月の漁獲割合が伸びてきている。

漁業実態を反映させた管理期間に変更し、TAC管理を行うこととする。

◎ 冬季発生系群の年間漁獲量に対する1月～3月の漁獲比率

	1月	2月	3月	計
2010年～2012年（平均）	14.5%	4.6%	1.0%	20.1%